

# すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち



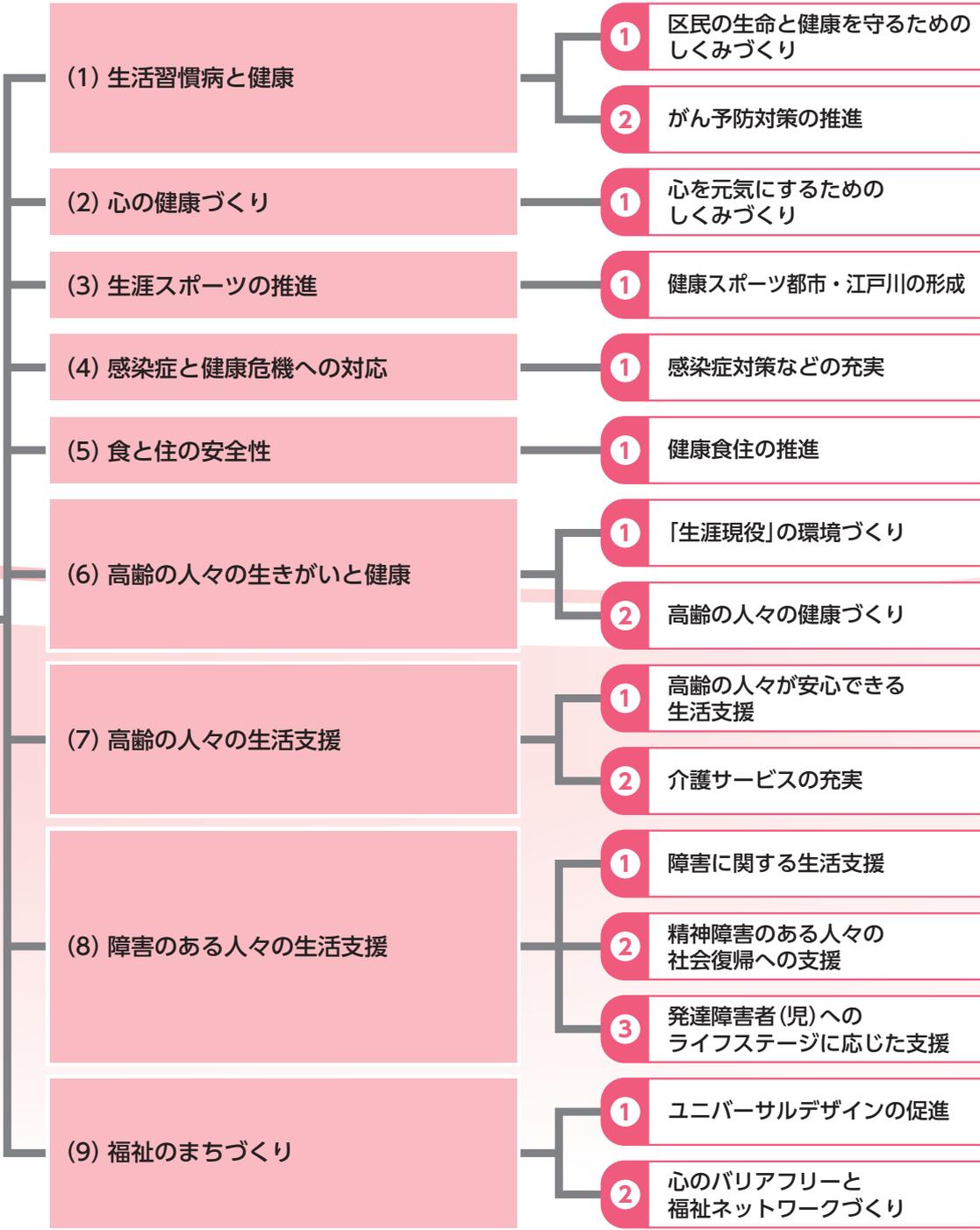
## 基本目標の概要

健康は、自分らしく生き、自分の人生をより良く生きるための大きな条件です。生きる意欲が健康をもたらし、健康が生きる意欲につながります。高齢の人々や障害のある人々が、いつまでも住み慣れた地域社会で、安心して生きがいをもって生活していける、いきいきとしたまちをつくります。

すこやかに  
安心して暮らせる  
生涯活躍できる  
いきいきとしたまち

施策の柱

施策



施策①

# 区民の生命と健康を守るためのしくみづくり

施策の目的

区民一人ひとりが、自分の健康を自分で守ることで豊かな生活を送れるようになります。

## 施策を取り巻く現在の状況

各種健康診査(健診)、相談、講座・講習に加え、疾病の早期発見・早期治療や寝たきり防止策の強化など、さまざまな健康施策が積極的に展開されています。しかし、高齢化の進展、食生活やライフスタイルなどの多様化にともない、生活習慣病にかかる区民がますます増えてきています。

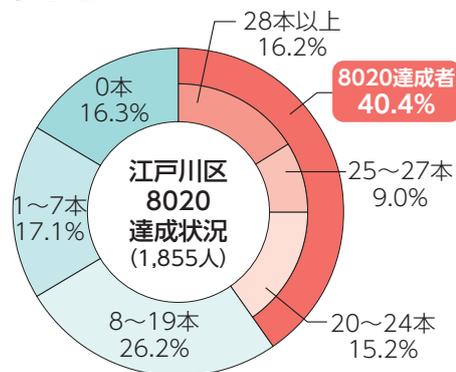
平成21年度には、健康な身体づくりに欠くことのできない「食育」を総合的・効果的に推進するため、食育推進計画が策定されました。これを受け、「食」に関わる地域団体で構成された連絡会を立ち上げ、事業が展開されています。さらに、平成22年に実施した80歳の歯科健康意識調査から、歯と口の健康と身体の健康が相関していることが分かりました。今後は「歯の健康づくり」を積極的に推進する必要があります。

### 施策の課題

- 疾病の早期発見、生活習慣病予防のための健診受診率の向上
- 年齢や生活環境に応じた正しい生活習慣による健康づくりの推進
- 「食」に関わる団体などと連携した食育推進計画の推進
- 8020運動<sup>※1</sup>の推進

### 今回の調査でわかった主なこと

- 江戸川区民の8020達成者は40.4%、平均歯の本数は14.6本
- 8020達成者は、かんで食べられる食品が多い
- 8020達成者が歯の健康を保つために気をつけてきたことは、「ていねいな歯みがき」「お茶を毎食後飲む」「よくかんで食べる」
- 健康を保つために気をつけてきたことは、「新聞を読む」「できるだけ歩く」「バランスのとれた食事をする」
- 入れ歯がしっかりしていると、何でもかんで食べられる人が多い
- 自分の歯が多い人は、定期的に歯科受診している人が多い



※「8020運動」平成22年11月調査結果

※1 「8020運動」…満80歳で20本以上の歯を残すことを目的とする取り組みのこと。

各種健診事業などの受診者が増加し、適切な保健指導も行われるようになってきています。そして、生活習慣病予防に積極的に取り組み、健康でいきいきとした生活を送る区民が増えています。

また、「生涯食育社会」の機運が高められています。そして、食生活の乱れによる有病者が減少し、子どもの朝食欠食、熟年者の栄養不足が解消されています。また、8020運動を起点とした歯の健康づくりへの関心が高まっています。

### 主な取り組み

#### ① 疾病の早期発見、生活習慣病予防のための健診の受診

1年に一度の健康管理のための健診受診を積極的に勧奨し、区民自らが正しい生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防していきます。

#### ② 年齢や生活環境に応じた正しい生活習慣による健康づくりの推進

乳児期の離乳食講習会や健診での指導、運動器疾患予防事業などの充実を図っていきます。

また、ファミリーヘルス推進員をはじめとする地域住民が主役の健康講座や健康ウォーキングを充実していきます。

#### ③ 「かかりつけ医」の普及

身近な医療について相談できる「かかりつけ医」の普及啓発活動をさらに推進するとともに、必要な情報提供ができる環境の整備を図ります。

#### ④ 救急医療体制の充実

夜間・休日における急病時に安心して医療が受けられるように、医療関係団体と連携し、夜間・休日の救急体制のさらなる充実を図ります。

#### ⑤ 「食」に関わる団体などと連携した食育推進計画の推進

5年ごとの食育推進計画をもとに、教育(PTA連合会、私立保育園・幼稚園など)や医療機関、農業関係者など、各分野からの意見・取り組みや情報交換などを通じて、食育推進活動を進めます。

#### ⑥ 8020運動の推進

乳幼児期から熟年期にわたり、むし歯予防などの必要性や方法について普及啓発を行います。

また、歯科医療関係団体と連携して、「歯と口腔の健康づくり」を推進していきます。

## 施策②

## がん予防対策の推進

## 施策の目的

がん死亡の減少により、区民の平均寿命の延伸を実現します。

## 施策を取り巻く現在の状況

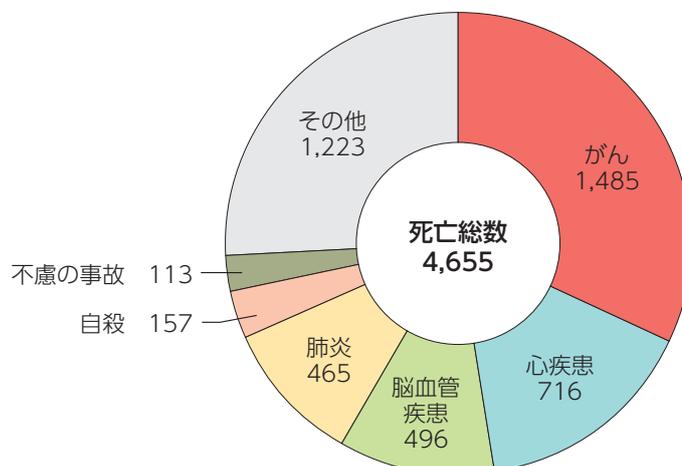
区民の死亡原因の1/3ががんによる死亡で、高齢化の進展により、がんの罹患者数は増加傾向にあります。本区の平均寿命は、全国や東京都と比べ約1歳短く、標準化死亡比は全国平均の約1.2倍となっています。がんは、早期発見、早期治療により治すことができる病気であり、がん化のリスクを下げるための生活習慣の改善やがん検診の受診者数を増加していくことが最も必要となっています。

23年度には9月を「江戸川区がん予防推進月間」として、がんに関する知識を区民に広く広めていく普及啓発運動が始まりました。さらに、24年度からは「がん予防推進計画」を基本に、がん予防に関する事業が展開されます。

## 施策の課題

- がん知識向上のための普及啓発の推進
- 早期発見、早期治療のためのがん検診受診率の向上
- 治療支援に関する事業の推進
- 生活習慣の改善などのがん予防事業の推進

江戸川区の主要死因別死亡数(平成21年)



※平成21年人口動態統計より

がんを予防するため、「普及啓発活動」「検診」「治療支援」「予防」の4本柱の計画的な推進により、区民のがんに関する知識が向上し、生活習慣が改善、さらにはがん検診の受診者が増加しています。定期的ながん検診の受診により、がんが原因による死亡者が減少し、区民の平均寿命の延伸が図られています。また、がんに関する医療機関などの療養支援ネットワークができ、がんの専門治療や在宅医療、ケアが提供され、がん罹患者や家族の生活の質が向上し、がんであっても住み慣れた地域で明るくいきいきとした生活を送ることができます。

### 主な取り組み

#### ①がん知識向上のための普及啓発の推進

区民のがんに関する正しい知識を得ることができるよう、年間を通しての普及啓発や「がん予防推進月間」の取り組みを行っていきます。

#### ②早期発見、早期治療のためのがん検診受診率の向上

健康でいきいきとした生活が送れるよう、早期発見、早期治療につなげるがん検診の受診率の向上のための受診勧奨、さらに、がん検診の精度管理を行い、がん死亡の減少につながるがん検診を実施します。

#### ③治療支援に関する事業の推進

区内のがん医療機関などの連携や協働に基づき、がん治療の相談から専門治療、在宅療養支援まで適切な治療を支援できる環境の整備を図ります。

#### ④生活習慣の改善などのがん予防事業の推進

区民自らががん予防のための正しい生活習慣を身につけることができるよう、禁煙支援や食生活、飲酒などについて適切な指導を行っていきます。また、子宮頸がんワクチンの接種や感染症の予防、治療を支援します。



「がん予防推進月間」での取り組み（左：シンポジウム 右：船堀駅街頭キャンペーン）

## 施策①

## 心を元気にするためのしくみづくり

## 施策の目的

区民が、環境の変化に柔軟に対応し、心のバランスを保ち、健康に過ごせるようになります。

## 施策を取り巻く現在の状況

景気低迷による経済・雇用状況の急激な悪化や、いっそう複雑多様化する人間関係などから、心のバランスを崩し、「うつ病」など心の病気にかかる人が増加しています。このような背景のなかで毎年、全国で3万人を超える人が自殺で命を落としています。本区においても毎年、150人程が自らの命を絶っており、自殺者は年々増加傾向にあります。

さらに、覚せい剤をはじめとする薬物の乱用は、依然として根絶されず、ゲートウェイドラッグ(入門薬物)として大麻が青少年の間に拡がりつつあります。

## 施策の課題

- 心の健康を維持できるための施策の展開
- 自殺防止対策の推進
- 青少年への薬物乱用防止対策の推進

江戸川区自殺者の数推移(人口動態統計)



生活・経済・雇用・消費・保健・医療・福祉・子育てなどの各部署が、自殺防止対策について連携を強めます。また、受け入れ体制が整った自殺防止総合相談窓口が設置され、ワンストップサービス<sup>※1</sup>が実現されています。

また、自死遺族(自殺で残された家族)の支援が進み、自死遺族の心のケアが行われるようになっています。

さらに、薬物乱用防止対策においては、「東京都薬物乱用防止推進江戸川区地区協議会」(薬防協)が中心となって啓発活動を活発に行い、区内の青少年に薬物乱用防止の意識が高まり、区内の薬物事犯数が減少しています。

### 主な取り組み

#### ①心の健康を維持できるための施策の展開

自らの心の状態に目を向けるきっかけとして、「こころの体温計<sup>※2</sup>」をさまざまな年代の人々に活用してもらえよう広くPRし、早期発見のしくみづくりを推進します。

また、正しい知識の普及と早期受診につながるための健康教育を実施し、健康サポートセンターにおける専門医や保健師による不安・不眠、育児ストレスなどの相談をより充実させます。さらに、うつ病を主眼においた家族教室を実施し、家族のフォローをしていきます。

#### ②自殺防止対策の推進

自殺防止対策の要は連携であり、全庁的に取り組むべき課題であることから、庁内に自殺防止連絡協議会の下部組織を設け、実務内容について検討・実施していきます。

自殺防止総合相談窓口(命の相談窓口)を設置し、スムーズに必要な相談につながるしくみを整備します。また、区の自殺の実態を分析し、ハイリスク群<sup>※3</sup>に焦点を絞った施策を実施していきます。

自死遺族支援のための「わかち合いの場」の設置は、東京都が全体の調整や人材派遣をするよう区から都に働きかけます。また、講演会の開催などを通じて身近なところで自死遺族を支援していきます。

#### ③青少年への薬物乱用防止対策の推進

薬防協の事務局として、中学生を対象とした薬物乱用防止ポスター・標語の募集を通じ、啓発活動を支援するほか、街頭キャンペーンや展示などを実施していきます。教育委員会や学校、警察などとの連携も強化します。



※1 「ワンストップサービス」…一カ所の窓口で必要な支援や手続き、またはその紹介・案内が完了するサービスのこと。

※2 「こころの体温計」…携帯電話やパソコンなどを利用して気軽にメンタルヘルスチェックができるシステムのこと。

※3 「ハイリスク群」…自殺する可能性の高い人々のこと。

施策①

# 健康スポーツ都市・江戸川の形成

施策の目的

区民が生涯スポーツを通じて、いきいきと楽しく暮らせるようにします。

## 施策を取り巻く現在の状況

本区には、球場、陸上競技場などの本格的な競技施設をはじめ、河川敷の野球場やサッカーグラウンド、健康の道、サイクリングロードなど、健康づくりやスポーツの場が多様に整えられました。

また、新たなスポーツ施設（水辺のスポーツガーデン・総合体育館アーチェリー場）の開設や旧中川の整備にともない、ローラースポーツやアーチェリー、ボート競技など、新分野のスポーツ活動が発展しています。

本区は平成25年東京国体の競技会場でもあることから、区民のスポーツへの関心が高まるとともに、さらに、誰でもどこでも身近に生涯スポーツを続けられる環境づくりを進めることが求められています。

## 施策の課題

- 誰でもどこでも身近にスポーツを続けられる環境づくり
- 新しい分野のスポーツ振興



江戸川区民ラジオ体操大会

江戸川区の恵まれた地域環境や特長あるスポーツ施設を利用して、あらゆる所でさまざまなスポーツが活発に展開されています。また、区民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じて日常的かつ主体的にスポーツに親しんでいます。区民のスポーツ実施率（成人が週1回以上のスポーツを行う率）は、国の目標である65%に近づいています。

さらに、優れたスポーツ選手が育成され、区民に誇りと喜び、そして夢と感動を与えています。

スポーツを通じて人々の交流や地域交流、国際交流がいっそう促進され、本区ならではの特色あるスポーツのメッカ（あこがれの地）となっています。

### 主な取り組み

#### ①誰でもどこでも身近にスポーツを続けられる環境づくり

スポーツ環境は整いつつありますが、よりいっそうの充実をめざして、環境整備を行っていきます。老朽化が進んだ施設については、逐次、最適化した改築を行い、施設利用者の利便性を高めます。

さらに、施設予約システム「えどねっと」の利便性を向上し、スポーツに関するきめ細かな情報発信（江戸川スポーツピックアップ）を行うとともに、本区体育会・スポーツ推進委員会などのスポーツ関係団体や施設指定管理者と連携し、スポーツをする場や機会の提供を充実させ、区民が主体的にスポーツに参画できるように対応します。

#### ②新しい分野のスポーツ振興

特長ある新施設の有効活用を図り、世界大会や全国規模の大会・競技会などを積極的に誘致します。また、スポーツ団体・施設指定管理者による多種多様な教室・講座を充実するとともに、本区の豊かな水辺空間を活用したスポーツなど、区民の新しいスポーツ分野への興味や関心を高め、競技人口の拡大を図り、区全体のスポーツを振興します。



施策①

## 感染症対策などの充実

施策の目的

区民が感染症などの健康危機にさらされることなく、安心して健康な生活を過ごすことができるようにします。

### 施策を取り巻く現在の状況

平成21年4月に全国的規模で爆発的に広がった豚インフルエンザは、一定の終息を迎えましたが、今後、ウイルスの変異などにより、容易に人から人へ感染する危険性ははらんでいます。

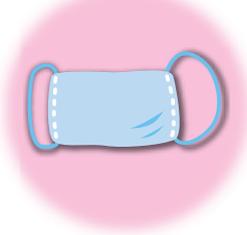
また、HIV感染者が増加しており、AIDS・C型肝炎など、感染症に対する検査の実施、予防・啓発活動を充実させることが求められています。

医療の面については、医療法の改正により、院内感染防止の重要性が高まっています。日本脳炎のワクチン接種再開や麻疹予防の定期予防接種に関する法律改正が行われ、任意の予防接種助成、がんを予防できる「子宮頸がん予防ワクチン」助成、ヒブ・小児用肺炎球菌予防ワクチン助成などが全国的な取り組みになってきています。

さらに、食生活の変化、ライフスタイルの多様化がますます進行しており、食肉の生食による腸管出血性大腸菌などの食中毒の増加や、ノロウイルスをはじめとする健康危機管理への対処が求められています。

### 施策の課題

- 感染症の早期発見と感染拡大防止・健康危機発生予防のための検査機能の強化
- 生活困窮者を中心とした結核発生対策
- 院内感染対策の充実
- 予防接種率の向上、任意予防接種の助成の検討
- 公衆衛生情報の収集分析と的確な情報提供
- 食肉の生食による食中毒の増加への対策



新型インフルエンザなどの新興感染症が発生した場合でも、区民がパニックに陥ることなく、冷静に対応できるような医療体制の環境が整備されています。出生数が減少し、子どもの増加が横ばいになりますが、健診などによるきめ細かい保健相談が実施可能となっています。

予防接種は、任意の予防接種の定期化が図られ、麻疹排除計画(WHO)による接種勧奨の強化が図られ、他の定期予防接種も含め接種率が向上します。

区民・事業者・医療機関・区が情報を共有して、健康危機の発生が未然に予防されています。

### 主な取り組み

#### ① 感染症の早期発見と感染拡大防止・健康危機発生予防のための検査機能強化

区内医療機関と連携して、感染症病原体の把握や、国内外での感染症発生状況を探知して、早期発見や感染拡大防止に努めます。このために、最新技術を取り入れた、検査体制を確保していきます。新型インフルエンザ対策として、感染症サーベイランス<sup>\*1</sup>・相談・情報連絡・医療体制の確立を図ります。

また、公衆衛生情報の収集分析と的確な情報提供を行います。

#### ② 健診体制の充実と医療機関との連携

ハイリスク健診<sup>\*2</sup>の実施や職場健診などで、結核の見逃しがないように、患者発生時の接触者健診について、医療機関と積極的に連携していきます。また、患者の排菌状況などの情報提供をし、かかりつけ医の意識付けを継続的に行っていきます。

#### ③ 医療の安全管理体制の充実

各医療機関への医療監視体制の充実などにより、院内感染対策の強化など安全管理の意識啓発をすることで、安全管理体制を確保し、医療相談・講習会を通じて区民へ情報提供を行います。

#### ④ 予防接種率の向上・任意予防接種の助成

国が検討している予防接種のスケジュール(同時接種を含む)を含め、接種率向上に向けた積極的な接種勧奨を行っていきます。

#### ⑤ 飲食店・食肉関係営業者・集団給食事業者への食中毒防止指導

食中毒の発生と関連の深い業態を中心に、食品衛生講習会などにより、事故発生時の細かい検証実例をあげて、集中的に指導していきます。

<sup>\*1</sup> 「感染症サーベイランス」…感染の発生に関する情報収集、分析、感染防止に努めること。

<sup>\*2</sup> 「ハイリスク健診」…結核発病の危険性が高いグループへの健診のこと。

施策①

# 健康食住の推進

施策の目的

区民の食生活と住まいの安全・安心が保たれ、区民誰もが健康的に生活できます。

## 施策を取り巻く現在の状況

食品安全基本法の施行により、施策の基本的な方針、基本的理念が定められ、食品の安全確保に関して、関係者の責務及び役割が明らかにされました。また、東日本大震災後、福島第一原子力発電所の事故で放射能汚染への危惧が生じ、安全・安心な食品への関心が今まで以上に高まっています。

一方で、業界の自主管理推進団体である食品衛生協会への加入者が減少し、業界団体を通じた行政指導の徹底が難しくなっています。

住まいは、区民の健康の維持・増進のうえで重要な役割を果たしています。しかし、建材に使用される化学物質や衛生害虫<sup>※1</sup>による健康被害が増加しており、これらへの対応が急務となっています。

### 施策の課題

- 区民一人ひとりの食の安全性の確保
- 行政指導の徹底
- 化学物質や衛生害虫による健康被害の増加



食品衛生大会にて、食品衛生講習会を実施

※1 「衛生害虫」…ダニやシラミなど、人に害を与え生活環境を悪化させる害虫のこと。

輸入食品の増大や新開発食品の登場による危惧、健康志向の高まりとともに、安全・安心な食品への関心がよりいっそう高まっています。区からは、区ホームページなどの情報メディアを通じて、タイムリーに食品衛生に関する情報が発信され、いつでも誰でも、正確な情報を得ることができるようになっています。

また、事業者の法令順守が徹底され、自主管理意識や管理体制が向上しています。

そして、区民・事業者が殺虫剤などの化学物質の有効性・有害性を正しく理解し、効果的に使用することで、安全で快適に暮らすことができるようになっています。

### 主な取り組み

#### ①情報提供の工夫

区ホームページなど、24時間使用できる情報メディアを活用し、見やすくわかりやすい情報提供をタイムリーに行います。

#### ②事業者の責務についての指導

食品衛生講習会や、区広報紙・区ホームページなどで、食品安全基本法にある関係者の責務及び役割について啓発活動を行います。

#### ③食品衛生協会加入者増への取り組み及び自主管理のさらなる推進

未加入者には、食品衛生協会へ加入するように、引き続き呼びかけます。さらに、情報収集の重要性と、自主管理意識、管理体制の向上を啓発していきます。

#### ④化学物質や衛生害虫による健康被害への対応

シックハウス対策やIPM<sup>※2</sup>による害虫駆除方法など、安全で快適な住環境について分かりやすい情報の提供と、よりいっそうの相談体制の充実を図ります。



乳幼児の家庭を対象に、ダニアレルゲン検査を実施

※2 IPMI…人や環境などへの影響に配慮して病害虫の防除を行うこと。

施策①

# 「生涯現役」の環境づくり

施策の目的

熟年者が健康を保持し、「生涯現役」として、いつまでも地域社会で元気に活躍できるようにします。

## 施策を取り巻く現在の状況

少子高齢化が深刻化する一方で、地域に豊かな知識と経験を有する熟年者が増えてきています。そのような熟年者が健康で元気に暮らしながら、子どもたちをはじめとする地域の人々と交流したり、ボランティアや就労を通して、まちづくりに積極的に参加したりすることが求められています。

これまでも本区は、くすのきカルチャー教室<sup>※1</sup>をはじめとする学習機会の提供やリズム運動<sup>※2</sup>などのスポーツ・レクリエーション事業、シルバー人材センターの生きがい就労事業<sup>※3</sup>、くすのきクラブ<sup>※4</sup>や江戸川総合人生大学<sup>※5</sup>などの社会参加促進事業を通して、熟年者の健康・生きがいづくりを進めてきました。今後も、これらの取り組みを基礎として、多様化する熟年者のニーズに対応するとともに、健康で元気な熟年者を中心とした主体的な活動を支えていく、「生涯現役」の環境づくりを行っていくことが求められています。

### 施策の課題

- 多様な生き方が選択できるような環境づくり
- 地域社会における熟年者の知識や経験の活用
- 熟年者の余暇活用と健康づくりに対するニーズの増大
- 働く意欲をもつ熟年者への就労支援



くすのきクラブの活動



リズム運動



くすのきカルチャー教室



シルバー人材センター

※1 **くすのきカルチャー教室**…学習をおとした生きがいづくりや仲間づくりを促進するために、熟年者を対象に開講されている趣味の科目を中心とした教養講座のこと。  
 ※2 **リズム運動**…熟年者の健康保持及び仲間づくりを促進するため、社交ダンス(マンボ、ルンバ、ブルース、シルバなど)のステップを熟年者用にアレンジした江戸川区独自の軽運動のこと。現在、区内約200会場で、約240団体・約1万人の熟年者が参加している。  
 ※3 **生きがい就労事業**…熟年者の生きがいづくりと社会参加を促進するために、熟年者の知識・経験・能力を活かした就業の機会を提供する事業のこと。  
 ※4 **くすのきクラブ**…教養の向上、健康維持、レクリエーション、ボランティア活動を4本柱に活動している熟年者の団体のこと。地域に住む60歳以上の区民で構成され、自主的に運営されている。  
 ※5 **江戸川総合人生大学**…これまでの人生経験や知識を活かし、地域貢献を志す人を応援する学びの場のこと。学校教育法などで定める正規の大学ではない。

少子化が進み、学校の統廃合など施設の再編が計画されるなか、熟年者が集う多機能型複合施設が整備され、多くの熟年者がいきいきと活動しています。また、リズム運動などを通して、健康で元気な熟年者が増え、地域で生涯学習やボランティア活動などが活発に行われています。そして、熟年者が自身の知識や経験を活かして、さまざまな地域課題の解決に取り組み、活躍しています。仕事に意欲ある熟年者も同様に、いきいきと働き、就業を通して地域の活性化に貢献しています。さらに、熟年者が若い世代などとの交流を通して相互理解を深め、地域でともに協力しあい、活力ある豊かなコミュニティを築いています。

### 主な取り組み

#### ① 熟年者の社会参加を促進するしくみの整備

多様な学習・活動機会の提供などのコーディネート機能<sup>※6</sup>を強化し、地域貢献に取り組む意欲のある熟年者を応援していきます。また、社会参加に関する情報を一元的に管理・提供するワンストップサービス化などを図り、熟年者が活用しやすいしくみを構築していきます。

#### ② 熟年者の多様な学びの支援

趣味や教養だけでなく、現代的・社会的課題についても学ぶことができる生涯学習の機会を拡充していくとともに、その学習成果を活かす機会も充実させていきます。また、熟年者の情報通信技術（ICT）の活用を促進していくために、情報リテラシー<sup>※7</sup>の向上を図っていきます。さらに、多様化する学習ニーズに的確に応え、自発的な学習を促進するために、区内図書館における熟年者向けのサービスなどを充実させていきます。

#### ③ 熟年者の多様な生きがいのづくりの支援

くすのきクラブの活動をさらに活発化させていきます。また、熟年者が地域活動をはじめのきっかけづくりとして、定年退職前などから地域とかわりをもち、仲間づくりができる仕組み「(仮称)クラブ」を立ち上げます。さらに、熟年者と若い世代などとの交流を図り、社会連帯意識を強めていくことで、各世代で支えあうコミュニティづくりを応援していきます。

#### ④ 熟年者の就労を通じた生きがいのづくりの支援

働く意欲を持っている熟年者に対して、知識・経験・能力を活かした就業機会を確保するために、シルバー人材センターの事業拡大を図っていきます。また、国や都、その他の公的機関などと連携して、地域における起業・就業相談や情報の提供、仕事の紹介を行うしくみを拡充していきます。

#### ⑤ 運動やスポーツをととした熟年者の健康づくりの支援

リズム運動など熟年者向けの軽運動の普及啓発を図っていきます。また、熟年者が身近な場所で多様な種類のスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツや運動の習慣を定着させていくことで、熟年者の健康維持・増進を応援していきます。

#### ⑥ 熟年者のための地域活動拠点づくり

熟年者が地域で主体的にいきいきと活動できるように、熟年者の地域における活動拠点となる多機能型複合施設などの整備を検討していきます。

※6 「コーディネート機能」…熟年者と社会参加機会との間にあって、両者の調整を行い、熟年者の社会参加活動がスムーズに行えるように支援すること。つなぐ(需給調整機能)、知らせる(情報提供機能)、育てる(養成・教育機能)、支える(相談支援機能)、調べる(調査・研究機能)などの機能の総称。

※7 「情報リテラシー」…情報機器やICTネットワークを活用して、大量な情報のなかから必要な情報を確実に収集、整理し、組み替えるなど、情報・データを管理、活用する能力のこと。

## 施策②

## 高齢の人々の健康づくり

## 施策の目的

熟年者が、生涯を通じて各方面で活躍できるように健康を維持します。

## 施策を取り巻く現在の状況

健康で生きがいのある生活を送る熟年者が増えています。熟年者が要介護状態にならないように、早い段階から健康づくりの基礎となる知識や生活習慣改善などの健康管理の支援、介護予防の重要性の周知が必要になっています。また、運動の習慣化や共に介護予防に取り組む仲間づくりが必要となっています。

本区では介護予防事業を展開していますが、予防のポイントを的確に捉えた事業のさらなる充実が望まれています。

さらに、家族はもちろん地域の人々で支え合っていくことは、熟年者の不安や孤立感の解消のために有効です。地域社会の結びつきの大切さを改めて認識し、地域で支えあう組織を支援していくことが求められています。

## 施策の課題

- 介護予防に取り組む重要さの周知ときめ細かなサービス提供
- 熟年者の健康づくりに対するニーズの増大
- 熟年者の健康管理支援事業
- 虚弱な熟年者の閉じこもり予防

介護予防の重要さが認識され、さまざまな運動メニューに取り組む人が増えています。

介護予防事業に参加することにより、自ら介護予防を実践するための方法を取得し、地域で自主的なグループを構成するなど、仲間づくりが盛んに行われています。

また、リズム運動やウォーキング、くすのきカルチャー教室、江戸川総合人生大学などを通じて元気で健康な熟年者が増え、地域で生涯学習やボランティア活動などが活発に行われています。これにより、地域に活力が生まれています。

### 主な取り組み

#### ① 熟年者の介護予防に対する支援

介護予防の重要さを周知することで、介護予防メニューが熟年者の生活のなかに取り込まれるようにしていきます。また、介護予防事業の効果を検証しながら、一人ひとりに合った介護予防メニューを提供し、介護予防の習慣化を促します。

また、一緒に取り組む仲間づくりの支援とあわせて、介護予防事業を終了した人々によるサークルなどが、地域のなかで育つように組織化を推進し、その人たちがさらに、地域の人々を仲間に取り込むよう、地域のなかにも幅広く根ざした活動につなげていきます。

熟年者が元気に日常生活を送れるよう、健康イキイキ養成塾、脳と体のトレーニングスクール、出前健康教室などを実施するとともに、口の健康を促す「健口体操」の普及をしていきます。

#### ② スポーツを通じた熟年者の健康づくりの支援

リズム運動やウォーキングなど熟年者向けの軽運動の普及啓発を図るとともに、運動だけでなく、仲間づくりを通じたコミュニケーションを活発化させていくことで、健康で元気な熟年者を増やしていきます。

熟年者が身近な場所で多様な種目のスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツや運動の習慣を定着させていくことで、健康維持・増進を応援していきます。

#### ③ 虚弱な熟年者の閉じこもり予防

虚弱熟年者の閉じこもり予防に有効な「地域ミニデイサービス」の提供をさらに拡大していきます。そのために、効果的に取り組みができるようしくみづくりを検討していきます。



## 施策①

## 高齢の人々が安心できる生活支援

## 施策の目的

熟年者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるようにします。

## 施策を取り巻く現在の状況

本区においても高齢化が進んでいます。経済的に困窮する熟年者が増加しているため、住宅の支援などが必要となっています。熟年者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように実施している「住まいの改造助成事業」の助成件数も増加しています。

また、高齢化の進展により、熟年者世帯などが増加しているため、地域力を活かした見守りや安否確認、日常生活を支援するサービスが必要となっています。

一方で、認知症の増加や介護度の重度化により在宅で介護する家族の負担が増えてきているため、家族への支援も必要になっています。介護者による虐待や悪質な業者による消費者被害も顕在化しており、熟年者の権利を擁護する体制の充実が必要です。

今後、熟年者人口の推移を見ながら、「地域包括支援センター」を中心に、相談体制をいっそう強化する必要があります。

## 施策の課題

- 低廉な家賃で質の高い賃貸住宅の整備
- バリアフリー住宅の推進
- 生活を支援するサービスの充実
- 熟年者人口に応じた相談窓口の整備
- ひとり暮らしの熟年者、熟年者世帯などへの見守りや安否確認
- 判断能力が衰えた人などの権利を擁護する体制づくり

バリアフリーで、かつ緊急時の対応サービスを備えた賃貸住宅が整備され、安心して暮らせる住居が確保されています。車いすなどを使用して暮らしやすい生活ができるようにするため、住まいの改造助成事業など、快適な住環境をつくりあげる制度がきめ細かく整備されています。また、高齢化に対応した住宅設計の普及など、バリアフリー住宅が整備されています。

安心して暮らせる住まいを基本に、医療や介護、生活支援のサービスを継続的、一体的に提供する体制が構築されています。熟年者や家族が相談できる身近な窓口として、「地域包括支援センター」が地域ごとに整備されています。「地域包括支援センター」は、もっと親しみやすくわかりやすい名称で地域のなかに溶け込んでいます。

地域力を活かして、ひとり暮らしの熟年者、熟年者世帯などへの着実な見守りと安否確認が実施されています。認知症などの判断能力が衰えた人の権利を擁護する相談窓口が充実し、連絡体制が整備されています。

### 主な取り組み

#### ①安心して暮らせる住宅の確保

経済的に困窮したり、転居を求められた熟年者世帯の需要に対応するため、低廉な家賃で質の高い賃貸住宅の供給を支援していきます。

#### ②バリアフリー住宅の推進

持家や高層住宅でのバリアフリー化は一般化すると予想されますが、低層のアパートなどにおいては、エレベーターの設置が困難であったりするなど、バリアフリー化を阻害する要因を持っています。熟年者向けは1階とし、手すりの設置や段差解消を施すなど、既存ストックの活用も視野に入れたバリアフリー化を推進します。

#### ③医療や介護、生活支援サービスの継続的、一体的提供体制の整備

住み慣れた地域に必要な医療や介護、生活支援のサービスが継続的、一体的に提供されるように相談窓口を整備し、在宅療養支援診療所や介護サービス事業者、生活支援サービスの事業者との連携を図ります。

#### ④ひとり暮らしの熟年者、熟年者世帯などへの着実な見守りと安否確認

民生・児童委員をはじめとする「安心生活応援ネットワーク事業」をさらにきめ細かく整備し、ひとり暮らしの熟年者、熟年者世帯などの見守りと安否確認の体制を強化します。

#### ⑤熟年者の権利擁護体制の充実

認知症などの熟年者が虐待を受けたり、消費者被害にあった時の相談、通報窓口を充実させるため、社会福祉協議会や消費者センターとの連携をいっそう強めます。

## 施策②

## 介護サービスの充実

## 施策の目的

介護サービスを充実し、熟年者が住み慣れた地域で安心して生活ができます。

## 施策を取り巻く現在の状況

介護保険制度は平成24年度から13年目を迎え、制度の定着が進みつつあります。また、介護保険事業計画を基に介護サービス基盤の整備が進み、区民の身近な相談窓口である「地域包括支援センター」を中心に、介護に関する相談・情報提供体制の充実が図られてきました。

しかし、この10年間で、区内の熟年者数は約7万人から約12万人に増え、高齢化率も12.0%から17.6%に上昇しています。人口推計によると、10年後には熟年者数は、約12万人から約15万人へと増加が見込まれており、介護サービスに対するニーズがますます増加していくと予想されます。

また、ひとり暮らしの熟年者も増加しており、地域密着型サービスを中心とした在宅サービスの充実とともに、地域全体で熟年者を支える体制づくりが必要とされています。

## 施策の課題

- 質の高い介護サービスの充実
- 医療と介護の連携に基づいたサービスの提供
- 介護基盤の整備と充実
- 認知症の熟年者を介護する家族への支援
- ボランティアの育成及び組織化への対応

江戸川区将来人口推計報告書によると、今後、区民の高齢化はよりいっそう進行し、平成32年には高齢化率は21.6%になります。

そのなかで、いつまでも元気に働き、さまざまな分野で社会に貢献する、いきいきとした熟年者が増えていきます。熟年介護サポーターをはじめとしたボランティア活動にも多くの熟年者が参加しています。

その一方で、加齢にともない介護が必要となる熟年者も増加しています。そのため、身近なところで誰もが安心して介護相談を受けられるように、「地域包括支援センター」がさらに整備され、さまざまな相談に対応しています。あわせて、「地域包括支援センター」を中心に地域包括ケア体制が充実し、多様な介護ニーズに対応していきます。

### 主な取り組み

#### ①「地域包括支援センター」の充実

多様な介護ニーズに対応するため、「地域包括支援センター」の整備・充実を図ります。また、相談体制の充実を図るために、地域包括支援センターの人員の増員を行うとともに、さまざまな研修を通じて職員のスキルアップを図ります。

#### ②医療と介護の連携に基づくサービスの提供

住み慣れた地域において、必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを継続的・一体的に受けることができる体制を整備するために、医療と介護の連携体制を強化します。「地域包括支援センター」とケアマネジャーが中心となり、サービス提供の調整を図り、地域で安心して生活できるようにします。

#### ③介護基盤の整備と充実

熟年者人口の増加にともない、在宅サービス・施設サービスとも、介護保険事業計画に基づいて必要に応じた整備を推進します。特に、地域密着型サービスを中心とした在宅サービスの充実を図ります。

また、介護サービスの質の向上を図るため、研修などを実施し、人材の育成をするとともに指導体制を強化します。

#### ④認知症の熟年者を介護する家族への支援

介護者交流会などを通じて認知症の熟年者を介護する家族同士の理解を深めます。認知症ホットライン・認知症サポート医をきめ細かく活用し、介護によるストレスを緩和していきます。

また、認知症サポーター養成講座を充実させ、認知症に対する社会的な理解を深めるとともに、認知症サポーターのいっそうの活用を図ります。

#### ⑤ボランティアの育成及び組織化への対応

熟年介護サポーターなどのボランティアの充実を図り、「地域包括支援センター」ごとに組織化し、機能の強化を図ります。

施策①

# 障害に関する生活支援

## 施策の目的

障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害の有無にかかわらずともに生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

## 施策を取り巻く現在の状況

障害のある人で障害者手帳をもっている人は、平成23年4月現在で、身体障害で18,769人、知的障害で3,655人、精神障害で2,885人となっており、年々増加しています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支える環境づくりが大切です。障害のある人が家族とともに、地域で必要なサービスを利用しながら、生活の質を高めつつ、自立して生活できるように、生活支援など、地域全体で支えていくことがますます重要となっています。

平成18年に施行された障害者自立支援法により、それまでの障害種別ごとの施策であったのが、身体障害、知的障害、精神障害の3障害が共通の制度のもとで、一元的にサービスなどを提供するしくみとなりました。それにともない、身体障害、知的障害に続き、精神障害についてもサービス提供の社会資源が、民間事業者やNPO法人などの活力の下、整備が進められているところです。

平成22年12月には障害者自立支援法などの改正が行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化され、難病の人などに対する支援の検討についても示されたところです。

また、平成23年6月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が成立し、同年8月に障害者基本法が改正されました。

さらに、現在においては、障害者自立支援法にかわる、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズにあった地域生活支援体制の整備を内容とする、新しい制度の構築に向けた取り組みが国において行われています。

そのようななかで、今後も増加が想定される障害のある人へのサービス提供に向けた基盤整備を展開していくことが大切です。

また、障害のある人や家族の高齢化が進むなかでの今後の介護の在り方が問われています。

## 施策の課題

- 障害のある人が今後も増えるなかでのサービス提供基盤の整備
- 障害のある人や介護する家族の高齢化
- 障害への理解促進
- 安心して住める居住の場の充実
- 障害のある人への就労支援
- 障害のある人への虐待防止のための体制整備

地域で共助の姿勢による障害のある人への支援体制が確立しています。  
障害のある人へのサービス提供基盤が、民間事業者やNPO法人などの活力の下、整備されています。  
障害のある人の雇用への理解と関心が高まり、障害のある人を雇用する事業所が増えています。

### 主な取り組み

#### ①生活支援の充実

障害のある人、一人ひとりのニーズに対応した適切な支援を実施するため、福祉サービスなどの提供基盤の充実、保健・医療の充実に努めます。

また、障害のある人や家族の高齢化が進むなかで、地域での自立した生活に向けてグループホームやケアホームなどの充実をめざします。

さらに、誰もがその能力を最大限に発揮し、安全に安心して生活ができるように、建物、移動、情報などにわたり、バリアフリー化の推進に努めます。

#### ②相談支援の充実

障害のある人及び家族が、適切に、身近な場所で、気軽に相談できるように、相談体制の充実を図ります。

#### ③障害への理解促進

障害のある人とその家族が、地域において生活の質を高めつつ、自立した生活が送れるように、障害や障害のある人を理解するための啓発や広報活動、障害のある人と触れあう機会づくりに努めます。

#### ④就労支援の推進

障害のある人の職業訓練・就業指導の充実に努め、ハローワーク(公共職業安定所)と連携を図りながら就労促進に努めます。

#### ⑤障害のある人への虐待防止のための体制整備

障害のある人への虐待防止、養護者への支援のため、通報窓口や相談窓口の体制を構築します。

## 施策②

# 精神障害のある人々の 社会復帰への支援

## 施策の目的

精神障害者が、安心して社会復帰をできるようにします。

## 施策を取り巻く現在の状況

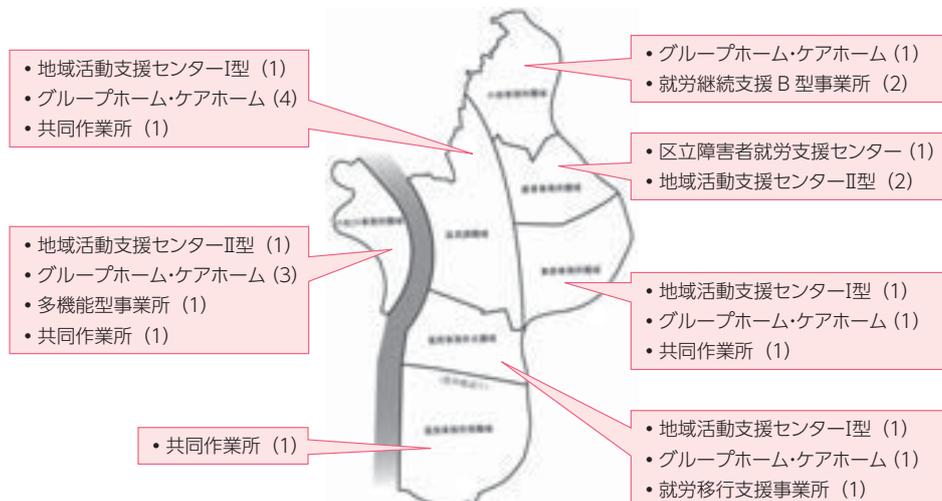
精神保健医療福祉については、入院医療から地域生活への移行・定着へと考え方が大きくシフトしつつあります。一方、思春期から青年期に病気を発症し、入退院を繰り返しながら生活してきた精神障害者にとっては、これまでの社会生活経験の乏しさや親兄弟の高齢化、家族関係の希薄化などにより、地域で安心して暮らすためには、多様なサポートのしくみがますます必要となっています。

また、親亡き後問題<sup>\*1</sup>は、精神障害者をもつ家族の最大の関心であり大きな悩みとなっています。精神障害者の家族会の活動は、「地域活動支援センターはるえ野」内に家族交流室を設置したことをはじめ、新たな活動を生み出しています。

## 施策の課題

- 総合的相談体制の整備
- 医療と連携した社会復帰
- 自立のための支援施策の充実
- 就労訓練や就労の場づくり
- 作業・レクリエーション・交流などを通じた居場所づくり
- 家族会が自主的に活動するための支援

## 精神障害者の社会復帰施設



\*1 「親亡き後問題」…障害を抱える子をもつ親にとって、自らが亡くなった後は誰が面倒を見てくれるのが最大の不安要素となっていること。

入院医療中心から地域生活中心へと精神障害者の社会復帰支援がさらに移行し、可能な限り入院せずに地域生活が継続できるための医療・保健・福祉など、関係機関の支援体制が構築されています。

そして、精神障害者が、障害福祉サービスや支援事業などを有効に活用し、個々の病気の特性やニーズにあった社会参加・社会復帰をめざすことができるようになっていきます。さらに、精神障害者家族会が、地域のなかで主体的に行う普及活動などを通じて力をつけ、関係機関と良きパートナーシップを築いています。

### 主な取り組み

#### ① 総合的相談体制の整備

精神障害者相談支援の拠点である地域活動支援センターと、健康サポートセンターが互いに連携し役割分担しながら、他の社会復帰施設などと協働していくことで、より質の高い相談支援体制を構築します。

#### ② 医療と連携した社会復帰支援

入院中から主治医・担当看護師・医療ソーシャルワーカーなどと密な連携を図ることで、退院に向けて具体的に準備し、よりスムーズに地域生活への移行を進めていきます。さらに、家にいることで治療を受けていない精神障害者や、治療を中断している重症者に対し、専門家の多職種チームがアウトリーチ（訪問支援）により、保健・医療・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行います。

#### ③ 自立のための支援施策の充実

退院促進支援、居住支援、就労支援などの地域で暮らしていくためのきめ細やかな個別支援事業をより充実させていきます。また、社会復帰を目的とした社会適応訓練事業の活用や、地域において安定した自立生活を送れるよう、健康サポートセンターにおける「こころの専門グループワーク」をさらに充実させます。

#### ④ 就労訓練や就労の場づくり

障害者の一般就労を支援する就労移行支援事業所や就労支援コーディネーター、さらには経営ネットワーク支援員などが協力し、区内外に障害者を雇用する事業所をさらに開拓していきます。

#### ⑤ 作業・レクリエーション・交流などを通じての居場所づくり

さまざまな状態の障害者が、気軽に安心して利用できる地域活動支援センターⅢ型などにおける作業・レクリエーションなどの活動内容を充実させます。

#### ⑥ 民間事業者やNPOなどサービス供給主体の指導・育成・相談体制の整備

質の高いサービス提供のため、事業所向けの研修会や講習会をさらに充実させます。

#### ⑦ 家族会が自主的に活動するための支援

精神障害者家族会が、当事者の最も身近な支援者として後押しできるよう、会員同士が、講演会・学習会の企画実施、PR活動などを通じて互いに交流し、いきいきと活動するための支援を行います。

## 施策③

# 発達障害者(児)への ライフステージに応じた支援

## 施策の目的

発達障害者(児)を早期に発見し、一人ひとりの特性やニーズにあわせた支援をします。

## 施策を取り巻く現在の状況

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者の心理機能の適切な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害者(児)を早期に発見、支援を行うことが国及び地方公共団体の責務として明らかにされました。

同時に、発達障害が定義され、社会的な制度の狭間におかれてきた知的障害をとみなわない発達障害者(児)についても支援の対象として位置づけられました。

発達障害者(児)への支援には、早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援、権利擁護及び家族支援など、ライフステージにおける一貫した支援が行われることが求められています。

さらに、医療・福祉・教育及び就労などの関連する部署が連携するとともに、関係機関とのネットワークによる支援が必要です。

本区においては、乳幼児健診などにおける早期発見体制の整備、各相談体制の拡充、関係職員及び教員への研修体制の充実など、各部署において対応してきました。

しかしながら、各部署の連携が図られていないため、その施策が十分に活用されていない状況です。

また、成人期においては相談を含めた支援体制が整っていない状況にあります。

### 施策の課題

- 早期に発見し、早期の発達支援につなぐための連携
- 乳幼児期から成人期までの一貫性のある支援
- 就労を含めた成人期以降の支援体制
- 発達障害者(児)に対する障害福祉サービスのあり方の検証
- 区民への発達障害に関する幅広い啓発及び周知

多くの区民が発達障害に対する理解を深め、区の組織や関係機関が連携されている環境が整い、例えば、発達障害者(児)支援の中核となる(仮)「発達障害者(児)支援センター」などが設置されています。このような環境のなかで、健診などにおいて早期発見できるしくみが整い、家庭・集団生活、専門療育機関及び地域などから、さまざまなかたちでの支援を受けています。また、一人ひとりのライフステージで変わるさまざまな課題や支援の記録などの情報が一元的に集約され、発達障害支援コーディネーターへいつでも相談できるようになっています。そして、成人期においては、相談窓口や、社会参加に適応可能なスキルを学ぶ場、当事者同士が集える居場所が整備されています。

### 主な取り組み

#### ①連携を図るための組織の設置

関係部署や機関との連携を図るため、福祉部に発達障害調整係を設置し、あわせて外部関係機関との連携を図るための「発達障害支援会議」と「発達障害庁内連絡調整会議」を立ち上げました。今後、よりいっそうの支援がなされるよう取り組んでいきます。

#### ②早期発見、早期の発達支援に向けた取り組み

乳幼児健診など、早期発見の体制を充実させます。特に子どもの成長が著しい発達段階では早期発見に力を入れ、相談などの発達支援につながりやすい体制を整備します。さらに、幼稚園や保育園、学校などの対応力を向上させるため、保育士や教員が段階的に受講できるような研修プログラムを実施します。

#### ③支援がつながるしくみ

一人ひとりのライフステージにあわせた支援が途切れないよう、情報を共有できるしくみをつくります。

また、各機関の連携をより深めるため、発達障害支援コーディネーターを養成し、巡回相談の拡充とあわせて、ネットワークの良い支援を行います。

#### ④相談体制の強化

相談窓口を明確にし、支援の必要性などを迅速に判断し、専門機関への紹介及び家庭での療育指導などをすみやかに行います。

さらに、思春期から成人期にかけて発症しやすい精神疾患やニート、引きこもりなどを防ぐため、社会参加の適応力を高めるためのプログラムの検討や、居場所づくりの充実を図ります。

#### ⑤区民への啓発活動の充実

地域の発信源の核となる、民生委員・ファミリーヘルス推進員、ファミリーサポート会員、小・中学校PTA、ボランティアの人々などに向けた啓発活動からはじめ、徐々に区民全体への浸透を促進させます。

あわせて、保護者が身近な場で専門的な知識を習得できる機会を充実させます。

#### ⑥(仮)「発達障害者(児)支援センター」の設置

相談、発達支援、啓発、人材育成、関係機関との連携及び支援など、支援の中核的な役割を担う、(仮)「発達障害者(児)支援センター」を設置します。

施策①

# ユニバーサルデザインの促進

施策の目的

障害のある人、熟年者、子育て中の人をはじめ、すべての区民が移動しやすく、安全で快適な生活ができるよう、ユニバーサルデザイン<sup>※1</sup>の考え方を取り入れた、人にやさしいまちづくりを進めます。

## 施策を取り巻く現在の状況

本区は、歩道の拡幅、道路段差の解消をはじめ、公共施設のバリアフリー化を推進してきました。

今後、横断歩道内に視覚障害者誘導用のエスコートゾーンの設置や視覚障害者ブロックの改修など、よりきめ細かいサービスを重ね、すべての人にやさしい道路環境の整備や公共施設のバリアフリー化を進めていく必要があります。

また、東日本大震災を契機に、すべての人が迅速に、しかも安全に避難ができるようにするためにも、いっそうのバリアフリー化が求められています。どのような身体能力の人も平等に助けるためには、平常時のみならず災害時においても Design for all、すべての人のデザインというユニバーサルデザインの考え方が強く求められています。

### 施策の課題

- 巻き込み部の段差解消
- 歩道の拡幅
- 音声誘導装置の設置
- バス停の整備(ベンチ・上屋など)
- 視覚障害者ブロックの材質改善や横断歩道内のエスコートゾーン設置

巻き込み部の段差解消



(施工前)



(施工後)

ボトルネック<sup>※2</sup>箇所の解消



※1 「ユニバーサルデザイン」…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。  
 ※2 「ボトルネック」…道路などで、幅員や車線が減少し、歩行者や車の交通に支障をきたす箇所のこと。

少子高齢化や国際化が確実に進行することが予測されるなかで、道路や公共施設のバリアフリー化とともに、国際シンボルマークを普及させるなどして、年齢、性別、身体能力や国籍を問わず、誰もが使いやすい快適なまちを創出しています。

また、情報化技術の高度化がなされることから、区ホームページなどを活用して、バリアフリーに関する情報の配信や活用が、今まで以上に求められています。

その結果、区内外の熟年者や身体障害者など、体が不自由な人も安心して移動でき、社会活動の範囲が広がり、多くの人が生きがいをはぐくむまちの醸成を実現しています。

### 主な取り組み

#### ①巻き込み部の段差解消

交差点の巻き込み部の段差を解消するとともに、視覚障害者誘導用ブロックを安全な歩行性が確保されるシートタイプに改善していきます。

#### ②音声誘導装置の設置

公共交通の結節地点(鉄道駅、バス停、主要交差点)を主に、視覚障害者の移動を助ける音声誘導装置を継続して設置していきます。

設置箇所の選定及び案内の内容については、視覚障害者の意見を十分に取り入れていきます。

#### ③安全に移動できる歩道への取り組み

誰もが安全に移動できる歩行空間の連続性やネットワーク化を図るために、新たな用地の確保も視野に入れながら、支障箇所の解消を行っていきます。

#### ④視覚障害者の安全通行への取り組み

視覚障害者の安全通行の向上をめざして、視覚障害者用誘導用ブロックの設置・改修とともに、横断歩道のエスコートゾーン設置や音声案内の信号機の設置を警察に強く要望していきます。

#### ⑤誰にとっても使いやすい公共施設への整備

年齢、性別、身体能力、国籍などを問わず、誰にとっても使いやすい安全な公共施設の整備、改修を進めるとともに、国際シンボルマークの設置も進めていきます。

#### ⑥ユニバーサルデザイン化の推進

区ホームページの更なるユニバーサルデザイン化を進めていきます。

## 施策②

# 心のバリアフリーと 福祉ネットワークづくり

## 施策の目的

豊かな人間性をはぐくみ、ボランティア精神を身につけるとともに、障害者、熟  
年者、子育て中の親、外国人をはじめ、すべての区民が地域のなかで安心して社  
会生活を送ることができます。

## 施策を取り巻く現在の状況

心ない言葉や視線といった、意識上の問題である心のバリアを解消することを目的とした、心のバリアフリー  
が求められるようになってきています。

また、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>や共生社会<sup>※2</sup>の理念の浸透により、熟年者や障害者への理解、配慮、思いやり、  
気軽な声掛け、支援などの重要性が認識されるようになりました。

しかし、熟年者や障害者とのかかわり方に自信をもてずに、疎遠になっている人も少なからずいます。

お互いの人格を尊重し、多様性や価値観を認めあい支えあう地域社会を実現するため、区民一人ひとりのボラ  
ンティア意識を高めるとともに、自信を持って人間関係を形成するための心構えや備え、知識、経験を身につけ  
たボランティアの育成が必要とされています。

## 施策の課題

- 子どもの頃から福祉への関心を高め、正しい知識の習得
- 区民のボランティア意識の醸成とボランティアの育成
- 熟年者や障害のある人とのかかわり方の啓発
- 地域で見守り、気軽な声掛けや支援を行う福祉ネットワークづくり

※1 「ノーマライゼーション」…障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるとい  
う考え方のこと。

※2 「共生社会」…多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう社会のこと。

少子高齢化が確実に進行し、独身世帯や核家族、独居の熟年者がますます増え、外国人の数も3万人を超えています。年齢、性別、障害の有る無しや、国籍を問わず、誰にとっても安心して積極的に社会生活を送れるまちづくりがいっそう進んでいます。

また、価値観の多様化、権利意識の高まり、家族意識の変化などにより、個人が孤立しやすい状況が強まる一方で、インターネットなどの情報化が高度に普及し、仮想世界での人間関係の形成がより身近なものとなっています。

さらに、ボランティアセンターにおいて、各種の情報提供と、ボランティアをしたい人とボランティアの力を借りたい人との橋渡しが盛んに行われています。ボランティアの育成も含めて、ボランティアセンターの重要性がいっそう増えています。

また、目配りの必要な熟年者に対しては、住み慣れた地域での安心生活応援ネットワークを既に構築しており、地域包括支援センター、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事務所・区民の通報に迅速に対応する体制をとっています。さらに、町会・自治会、学校、ボランティアなど、地域に存在するその他のネットワーク資源とも相互に連携して、見守りと支えあいの地域社会が形成されています。

### 主な取り組み

#### ①福祉教育の充実

小中学校において総合的な学習の時間のテーマとして福祉を取り上げ、子どもの頃から福祉への関心と正しい知識を身につけさせるとともに、さまざまな交流機会を通じて福祉を身近なものとして、心のバリアフリーを進めます。

#### ②ボランティア意識の醸成とボランティアの育成

人格の尊重と支えあいの意識、正しい知識などの普及啓発を図ることで、区民全員のボランティア意識を醸成します。また、ボランティアセンターを中核に、ボランティア教育と活躍の場を提供し、経験を積んだ優秀なボランティアを育成することで、地域で福祉を支え、すべての人が地域のなかで安心して生活できるまちづくりを進めます。

#### ③地域全体で支える福祉ネットワークづくり

人格の尊重と支えあいの理念に基づき、すべての人が地域のなかで安心して社会生活を送れるよう、民生・児童委員、社会福祉団体、事業者、ふれあい訪問員および社会福祉協議会などの連携を強化します。あわせて、地域福祉の要となる社会福祉協議会のコーディネート機能を強化していきます。

また、安心生活応援ネットワーク、町会・自治会、学校、ボランティアなどの地域資源が相互に連携して、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。